

給付想定額一覧

(1) 基本分単価 … 「人件費」＋「管理費」

「人件費」に含まれる職員構成

- ・ 家庭的保育者：1人
- ・ 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は非常勤保育従事者：1人(※1)
- ・ 上記の家庭的保育者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用。(※2)

(※1) 当該費用については、家庭的保育者の時間外手当等に充当することも可能。

(※2) 当該費用については、家庭的保育者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当することも可能。

(2) 処遇改善等加算区分1 … 職員の経験年数等に応じた加算。(2%～12%の範囲で変動する。以下試算は2%で実施)

区分2 … 平均経験年数に応じて6%または7%+職員賃金の継続的な引上げ分を単価に組み込み(加算率c)

(旧処遇Ⅰ賃金改善要件分+処遇Ⅲ)

区分3 … 職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金改善を行う場合に加算。

(3) 資格保有者加算 … 家庭的保育者が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する事業所に加算。

(4) 連携施設加算 … 連携施設を設置する事業所に加算。

(5) 特定の日に保育を行わない場合の減算 … 利用子どもが、保育を利用しない日があらかじめ決まっている場合に減算。

(6) 第三者評価受審加算 … 市町村が認める第三者機関による評価を受審し、その結果を広く公表する事業所に加算。(3月のみ加算)

週当たりの 保育を行う 日数	認定 区分	保育必要量区分	(1) 基本分単価	(2) 処遇改善等 加算(区分1 及 び区分2)	(3) 資格保有者 加算	(4) 連携施設加 算	(5) 特定の日に 保育を行わない 場合の減算	計 (月額)
6日	3号	保育標準時間認定	554,270	11,080	23,670	43,490	0	632,510
		保育短時間認定	496,620	9,920	23,670	43,490	0	573,700
5日	3号	保育標準時間認定	554,270	11,080	23,670	43,490	▲ 42,610	589,900
		保育短時間認定	496,620	9,920	23,670	43,490	▲ 33,000	540,700
4日	3号	保育標準時間認定	554,270	11,080	23,670	43,490	▲ 85,230	547,280
		保育短時間認定	496,620	9,920	23,670	43,490	▲ 66,000	507,700
3日	3号	保育標準時間認定	554,270	11,080	23,670	43,490	▲ 127,850	504,660
		保育短時間認定	496,620	9,920	23,670	43,490	▲ 99,000	474,700
2日	3号	保育標準時間認定	554,270	11,080	23,670	43,490	▲ 170,470	462,040
		保育短時間認定	496,620	9,920	23,670	43,490	▲ 132,000	441,700
1日	3号	保育標準時間認定	554,270	11,080	23,670	43,490	▲ 213,090	419,420
		保育短時間認定	496,620	9,920	23,670	43,490	▲ 165,000	408,700
0日	3号	保育標準時間認定	554,270	11,080	23,670	43,490	▲ 255,710	376,800
		保育短時間認定	496,620	9,920	23,670	43,490	▲ 198,010	375,690

(2) 処遇改善等加算(区分3) (月額)	経験年数7年以上	経験年数3年以上
	49,020	6,130
(6) 第三者評価受審加算(年額)	150,000	

※ 想定額は令和7年度公定価格当初単価表を基に算出。運営費の参考資料であり、実際の加算認定等は、国通知等に基づき行う。

※ 運営費は令和7年度予算成立が条件であり、令和7年度以降も名古屋市の各会計年度の予算状況により変更になることがある。

※ (2) 処遇改善等加算(区分1 及び区分2) では、区分2 を適用しない場合の試算額を表示しています。